「岐阜県みどりの食料システム推進計画」(令和5~9年度)(素案)に対するご意見と県の考え方

■意見募集期間 : 令和4年12月13日(火)~令和5年1月11日(水)

■意見募集結果 : 3名、13件

番号	該当項目	ご意見(要旨)	ご意見に対する県の考え方
1		計画の推進体制に、「①県の役割」、「②市町村の役割」とあるが、他にはないか。農協、漁協、森林組合、県民など、関係する組織や関係者は多いと思う。	ご意見を踏まえ、計画の推進体制に農林漁業者や関係団体等の記載を 追加いたします。
2	2貢 1 計画の概要 (4)計画の推進体制	「県普及組織において」と計画に記載されているため、今後、普及指導員の数は減らないと考えてよいか。	みどりの食料システム推進のための専門研修により指導力の強化を図るとともに、JA営農指導員等にも参加していただくことで、双方の技術力を向上させ、連携し活動できるようにしてまいります。また、現場でのきめ細やかな巡回が重要だと認識しており、現場指導にあたる普及指導員の人員確保に努めてまいります。
3	3頁 2 目指すべき将来像、課題、環境負荷低減に 関する目標 (2)将来像の実現に向けた課題	有機農産物の出荷ルートや販売場所がないことは課題ではないか。現状では、有機農業に取り組む個人の努力に委ねられていることが多いのではないか。	有機農業者のネットワーク化を促進し、個人販売のほか、学校給食やスーパー量販店、ネット販売など、多様な売り先・売り場が確保・拡大されるよう取り組んでまいります。
4	4頁 2 目指すべき将来像、課題、環境負荷低減に 関する目標 (3)環境負荷低減に関する目標	計画期間を令和9年度までとする一方で、令和12年度の目標を記載することはおかしくないか。	みどりの食料システム法に基づく本計画は、国の制度上、策定済みの既存計画を活用し、当該計画に定める目標年度を優先して差し支えないとされていること等を踏まえ、本計画では、令和9年度を基本としつつ、一部、他計画で定めた目標年度を採用しておりましたが、令和9年度の目標についても併記いたします。
Ę	5貢 3 将来像達成に向けた講ずべき施策	が主体となって行うのかわからない。	みどりの食料システム法第5条において、本計画の策定主体である地方公共団体(県・市町村)が、環境負荷低減を図るための取組を促進するために主導的な役割を果たすべき主体として位置づけられていることから、計画に基づき施策を講じる主体(主語)は地方公共団体とご理解ください。
6	5頁 3 将来像達成に向けた講ずべき施策 ①環境負荷低減農業の推進	特産品や伝統野菜とは何か。	特産品とは、特定の地域で収穫される農産物のことです。 伝統野菜とは、本県で主に栽培され、本県の気候風土により特性がみられ、古くから栽培され、現在地域に定着している野菜・果樹のことです。
7	5頁 3 将来像達成に向けた講ずべき施策 (1)環境負荷低減事業活動の促進の②温室効 果ガスの削減	林業機械の記載以外に林業に関する説明はないのか。 環境負荷低減に関する目標の項目に林業に関する目標が ないが、この9項目のみか。	8貢の「(5)その他環境負荷低減事業活動の促進等に関する取組み」の「その他の取組み」において、「環境負荷低減の取組みと併せて、持続可能な森林づくりや二酸化炭素吸収源として重要な課題である再造林・保育対策を進める。」と記載しております。 ご意見を踏まえ、二酸化炭素吸収量を増加させる目標として、人工造林面積(「第4期岐阜県森林づくり基本計画」より)を追記いたします。

8	8頁 3 将来像達成に向けた講ずべき施策 (5)その他環境負荷低減事業活動の促進等に 関する取組み	この項目の施策のみ「ベテラン普及指導員の栽培指導動画の配信」といった具体的な手法が書かれているが、書き方を合わせるため、他の施策も具体的に記載願う。	ご意見を踏まえ、他の記載内容と整合いたします。
g	計画全体	「有機JAS取得」、「有機農業(有機JAS取得なし)」、「農薬・化学肥料の半減」、「農薬化学肥料の段階的な削減」のうち、この計画で何を目指すのか不明確。 「有機JAS取得」は消費者に受け入れられる一方、生産者が取り組むには難しい。このため、「有機農業(有機JAS取得なし)」、「農薬・化学肥料の半減」、「農薬化学肥料の段階的な削減」といった取組みを評価する仕組みやPRの検討が必要。 「ぎふクリーン農業表示制度」を廃止するのはもったいない。今こそ「ぎふクリーン農業」を活用すべき。	本計画では、有機農業推進法に規定する「化学的に合成された肥料及び農薬を使用しないこと並びに遺伝子組換え技術を利用しない」取組みとし、有機JASに限定せず幅広い取組みを推進してまいります。 県では令和2年に「ぎふ清流GAP評価制度」を創設し、食品安全や環境保全等の観点から農場を評価する制度を進めております。この制度では、化学合成農薬及び化学肥料の使用量削減を目指した「ぎふクリーン農業」の理念を継承しつつ、有機農業の普及を図るため、化学合成農薬や化学肥料の不使用区分を設けており、有機JAS認証よりも取り組みやすく、農産物表示にも対応した制度としております。
10	全体	「ですます調」で記載された県の計画が多いが、この計画 を「である調」にしたのはなぜか。他の計画との整合性につ いて説明願う。	今回の計画素案は、骨子案としての性質を有していたこともあり、暫定的に「である調」にしております。最終的にはご意見のとおり「ですます調」で統一いたします。
11	全体	のはなぜか。	みどりの食料システム法に基づく本計画は、国の制度上、地方公共団体が独自に策定している計画を活用できることとされており、「ぎふ農業・農村基本計画」や「有機農業推進計画」などに位置付けた具体的な取組みをベースとして、共同策定主体である各市町村の実状に合わせて幅広く環境負荷低減等に関する取組みに対応できる記載としております。
12	2 農政全般	人を製造し、燃料や発電で活用すべき。 岐阜県が地熱発電所を建設し、地熱等を活用すれば、冬 脚に様々な農産物を栽培でき、食料白給液を向上させるこ	本計画は、みどりの食料システム法において計画の記載項目が定められており、位置付ける施策については、農林業の環境負荷低減事業活動に直接的に関係するものが望ましいとされております。 いただきましたご意見については、関係部局と共有しつつ、今後の施策の参考とさせていただきます。
13	3 農政全般	スマート農業に依存すれば、サイバー攻撃のリスクが高まることを認識する必要がある。 食料自給率を上げるため、公務員で構成した組織による 耕作放棄地等での食料生産が有効である。	食料自給率の向上に向けては、農業生産の維持・拡大を図る生産面の 取組みと、県産農産物が優先購入されるよう、消費者意識の変革を図る 消費面での取組みの両輪で推進してまいります。 いただいたご意見は、今後の施策の参考とさせていただきます。